

医療機関で個別健診を希望されていた人へ。

今年3月の希望調査で、医療機関での個別健診を希望していた人は**1,705人。**

そのうち、10月1日現在で受診した人は**188人。**
実に、わずか**11%**の受診率です。

12月になると、
医療機関はインフルエンザなどで混み合いますので
受診はお早めに!!!

■委託医療機関かどうかのお問い合わせや、特定健診受診券を紛失された人にご連絡ください。

特定健診に持っていくもの

- 40～65歳の人 特定健診受診券・医療保険証・自己負担額1,000円・問診票(記入して持参)
- 66～74歳の人 特定健診受診券・医療保険証・自己負担額1,000円・問診票・基本チェックリスト(記入して持参※介護保険の認定などを受けている方は基本チェックリストは必要ありません)

健康管理も
仕事のうちだ
忙しゅうて、つい…
いかん!!いかん!!



こちら 国保係 です!

まだ、受診されていない
あなた!お急ぎください。
あなた一人の体じゃないのです。

問い合わせ 市民保険課

特定健診受診券の有効期限は、2009年1月末です。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)をはじめとする生活習慣病は、気づかないうちに進行します。特定健診は、これらの病気の進行を早期に発見する絶好の機会です。

まだ受けていない人は、受診券の有効期間が終了する来年1月末までに是非受けましょう!

特定健診の対象者は、40～74歳のすべての人(医療機関で治療中の人も含む)で、市の国保加入者には5月中旬に、受診時に必要な特定健診受診券を送付しています。

家族の勤め先などの健康保険の、被扶養者になれる人はいませんか?

国民健康保険から会社などの健康保険に変わることによって世帯での保険税の負担が少なくなる場合があります。健康保険の被扶養者になれる人は次の人です。詳しくは、お勤め先の事業所または社会保険事務所に問い合わせください。

- 1 被保険者の直系親族・配偶者・子・孫・弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人
- 2 被保険者と同じ世帯で、主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人
 - ①被保険者の三親等以内の親族(1に該当する人を除く)
 - ②被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届け出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情になる人の父母および子
 - ③②の配偶者が亡くなった後における父母および子

被保険者本人に養われていない人は、被扶養者の範囲にある配偶者や子などでも、被扶養者とはされません。どのくらいまでの収入が、被扶養者とされるかの基準は大体次のとおりです。

- 1 被保険者と同一世帯の場合
年間収入が130万円未満(60歳以上の場合、または障害厚生年金を受けられる程度の障害者である場合は180万円未満)で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満の場合。
- 2 被保険者と別世帯の場合
年間収入が130万円未満であって、かつ被保険者からの援助額・仕送額より少ない場合

年金

11月は「ねんきん月間」です

公的年金制度は「世代と世代の支えあい」で成り立っています。本人の納めた保険料分だけでは、とても現在の受給者の年金額をまかないきれません。

高知県の現在の受給権者数(老齢基礎年金のみ)：約19万人

年金額：約千二百億円

年金は、現役世代の納める保険料が今の高齢者を支え、いずれは現役世代も今の子どもたちの世代に支えてもらうこととなります。

この機会に、年金を身近で大切なものとして、見直してみませんか。

年金の額を増やせます!

いずれの制度も全額所得税の控除対象となります。

■付加年金

付加保険料(四百円)を定額保険料(一万四千四百円)に加えて納めることで、将来の年金額が増やせるお得な制度です。なお、付加年金は物価スライドがありません。

■対象 第一号被保険者

※第一号被保険者でも国民年金基金

加入者は加入できません

付加保険料を定額保険料と合わせて納めることが条件で、加入と辞退は申し出です。

■付加年金受給額

二百円×付加保険料納付月数

※付加保険料を10年間(120月)納めた場合：付加年金額二万四千円(二百円×120月)＋基礎年金額

■任意加入制度

受給額を満額に近づけるため、60歳以降も引き続き最高65歳昭和40年4月1日以前生まれの人は、70歳まで、申し出により加入できる制度です。

■対象

①60歳までに25年の受給資格期間が満たせない人

②受給資格期間が満了しているが、未納期間があり老齢基礎年金が満額にならない人

※ただし、480月以上は納めることができます。

■問い合わせ

南国社会保険事務所市役所

☎088-864-1111

市役所市民保険課

■国民年金基金制度

国民年金を納めている第一号被保険者が任意で加入できる公的な制度です。収入に合わせた設計し、将来受け取る年金を増やすことができます。

高知県国民年金基金

☎088-885-2525

福祉

交通事故被害者の家庭をサポート

(独)自動車事故対策機構では、育成資金の貸付や介護料の支給を行っています。※詳細はお問い合わせください

■育成資金貸付

自動車事故で保護者を亡くされたり、重度の後遺障害により生活が困難している家庭の児童(中学生以下)に義務教育終了までの経済的手助けを行う制度です。

■一時金 十五万五千円

■入学支度金 四万四千円

■月額 二万円

■介護料

自動車事故による重度の後遺障害で、介護の必要の人に支給されます。

■月額

約三万円から十三万円まで(重度後遺障害診断の段階により支給額が異なります)

■問い合わせ

(独)自動車事故対策機構

☎088-831-1817

視覚障害者向け「便利グッズ即売会」

視覚障害者向け機器展示室「ルミエールサロン」の見え

香南市の給食は安全です!

最近、食品の安全性が社会問題となり、給食についてもご心配をおかけしています。市の給食では「事故米やメラミンが混入した牛乳を使った食品を使用していない」ということが確認されていますのでご安心ください。今後も、地産地消を推進し、安全でおいしい給食を提供していきます。

問い合わせ：市教育委員会学校教育課

市人権啓発フェスティバル

障がい者問題や同和問題など、さまざまな人権について正しい理解し認識を深めましょう。

■日時

11月22日(土)

10時～15時30分

■場所

県立盲学校第2会議室(高知市大膳町六ノ三)

■商品例

音声時計・ロービジョン用筆記用具・点字器各種・調理用具関係・白杖など

※事前の予約で最寄りの電停(上町1丁目)・バス停への迎えあり

■問い合わせ

即売会実行委員会事務局

☎088-823-8820

人権

市営住宅のみなさんへ

市営住宅は市民生活の安定を目的とした賃貸住宅です。利用の際には、いろいろな制限や各種届け出(申請・報告など)が必要が必要です。手続きを怠りますと、入居者の皆さんが不利益を受けることがありますので「注意ください」。

「入居中の各種手続き」などについては、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ

市役所住宅都計課

その他

場所のいちふれあいセンターおよび駐車場

■内容

講演「もつと楽に生きる」大西智城：人権作文発表・ふれあい体験(パトカー・地震体験など)・相談コーナーほか

■参加費

無料

■問い合わせ

市役所人権課市教育委員会生涯学習課